



各 位

会社名	株式会社日本製紙グループ本社
代表者名	取締役社長 中村 雅知
コード番号	3893
問い合わせ先	取締役 本村 秀
	電話 03-3218-8051

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、次のとおり決議しました。

記

当社グループは、2015年に世界の紙パルプ企業でトップ5入りを目指すこととし、この志を達成するためグループ運営の指針として「グループビジョン2015」を掲げています。このビジョンの下、日ごろの業務運営の指針として「日本製紙グループ行動憲章」および「日本製紙グループ本社行動規範」を制定し、役員およびグループ全社員に周知・徹底してきました。

これらの指針に基づき、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を定めます。

内部統制システム構築の基本方針

1. 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と法令及び定款を遵守する体制を確立する。
- (2) 監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。

2. 「株式会社の業務の適正を確保するための体制」

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法定文書、その他取締役の職務執行に係る文書については、社内規則の定めるところに従い、適切に保存・管理する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクについては、リスクの個々の内容に応じて、主管する部署において必要な規則・ガイドラインを制定するほか、マニュアルに基づく教育・訓練を実施するなどリスクの未然防止に努めるとともに、万一の発生の際には、親会社および子会社が一体となり、当社グループとしての損失の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるための必要な体制を整える。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会等の各機関、組織が、取締役会規則、決裁規則、職務分掌規則等の意思決定ルールにより、有効に機能し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制

を確立する。

- ② 事業（グループ各社）毎に、3年間の中期計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度毎にそれに基づく業績管理を徹底して行う。

（４） 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「日本製紙グループ行動憲章」および「日本製紙グループ本社行動規範」を制定し、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
- ② 当社経営監査室は当社およびグループ会社の内部監査を行う。
- ③ 当社グループの内部通報制度として「日本製紙グループヘルプライン」を構築し、厳正に運用する。

（５） 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループの業務執行の適正を確保するため、グループ会社経営管理基本方針および関係会社業務規則を定め、当社への決裁申請、事前・事後報告制度等により、グループにおける経営管理を適正に行う。
- ② 監査役は、当社の監査役会に加えて、当社の主要グループ会社の監査役で組織する「日本製紙グループ監査役連絡会」を主宰し、監査方針、監査方法などを定期的に協議するほか、情報交換を実施するなど連携強化を図り、グループにおける業務執行の適正を確保する。

（６） 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。なお、その人事については、監査役会の事前の同意を要する。

（７） 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。また、監査役はいつでも取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② その他、監査役に会社の情報が適正に伝わるよう、取締役および使用人からの報告に限らず、会計監査人、顧問弁護士等とも密に情報交換が行える環境を整備する。
- ③ 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持つなど意思の疎通に努める。また、監査役の求めに応じて、重要な会議への監査役の出席を確保する。

以上